健康で安心して暮らせる ぬくもりのある福祉のまちづくり

北斗市地域福祉計画

第2期計画

(素案)

[平成30年度~平成34年度]

北斗市

第1章

総論

1 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉計画策定の趣旨

平成23年3月に東日本大震災が発生して、日本全国各地で「地域の絆」の大切さが再認識されました。また、全国のあらゆるところで毎年のように大規模な自然災害が発生し、災害時のみならず平常時からの対応が求められているところです。このような情勢の中、国では平成25年に災害対策基本法を改正し、迅速な避難支援を行うための取組が進められています。

平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が施行され、生活保護制度の手前の段階で生活に困っている人が社会的・経済的に自立するための支援を行う取組が始まりました。介護保険法の改正、子ども・子育て支援新制度の施行などの法整備の動きを受けて、地域の生活課題を解決する取組も進められています。

全国的な人口減少問題は、核家族化の進行や価値観・ライフスタイルの変化にも影響を与えるなど、家庭や地域での連帯感の希薄化や、市民が抱える生活課題の多様化、高度化、重層化が大きな課題となることが予想されます。

こうした諸課題の解決のためには、行政などの公的な支援(公助)のみならず、自分自身で自立を支える力(自助)や、地域において共に助けあう力(共助)が必要となります。 地域で活動する誰もが協働して支えあう仕組みを作っていくことを「地域福祉」といいます。

本市では、地域福祉の推進を図るため、平成22年3月に「第1期北斗市地域福祉計画」 を策定しました。今後より一層の推進を図るため、「第1期計画」を見直し「第2期北斗 市地域福祉計画」を策定することといたしました。

「北斗市地域福祉計画(第2期計画)」は、このような社会情勢の変化と、「北斗市総合計画」の基本計画を踏まえ、「健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉環境づくり」を目指して策定するものです。

◆社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を 行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一 員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会 が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。
 - 1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 地域福祉計画策定の目的

「地域福祉」は、人権尊重を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべて方が主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。

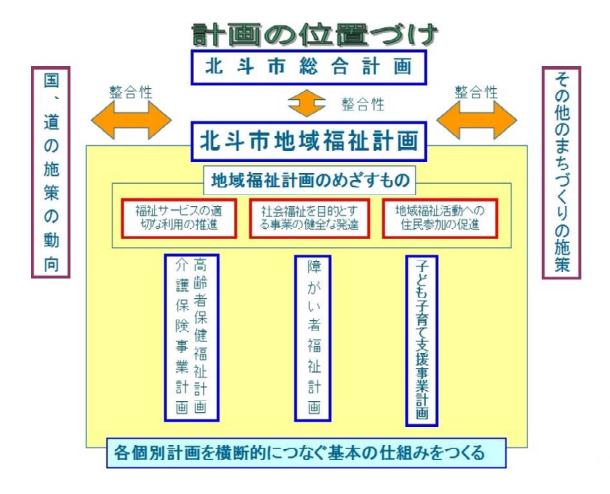
「北斗市地域福祉計画」は、市や専門機関(社会福祉を目的とする事業を経営する者)と地域住民やボランティアなど地域に関わるすべての方が協働のもとに、自助、共助、公助、があいまって、いきいきとして安心して暮らせる、人と人とが支え合う地域福祉社会を実現することを目的として策定するものです。

(3) 計画の位置付け及び性格

① 計画の法的位置づけ

「北斗市地域福祉計画」は「北斗市総合計画」を上位計画として、地域福祉を推進するための施策の基本となるものです。

また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。



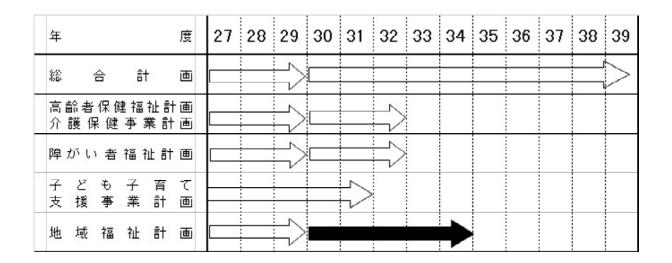
② 計画の性格及び他の計画との関係

「北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「北斗市障がい者福祉計画」、「北斗市子ども子育て支援事業計画」といった3つの計画は、お年寄り、障がいのある方、児童といった対象ごとの福祉施策をそれぞれの計画の領域として推進しています。これに対し、「北斗市地域福祉計画」は、これらの計画に基づく施策を横断的かつ地域において総合的に推進する上での理念とし、地域の福祉力を高めるための具体的施策をその主たる内容とします。

(4) 計画の期間

計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

ただし、新たな社会保障制度の構築や行政施策の変化等により、必要に応じて計画の 見直しを行うこととします。



(5) 本計画で新たに位置付けていく取組みについて

社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化していることを踏まえ、本計画においては、以下の取り組みを新たに位置付けていくものとします。

①「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取り組み

平成29年5月に可決・成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等の一環として、社会福祉法も改正されました。今後、「地域共生社会」に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりが進められていくことから、国の制度・施策の動きを正しく認識し、新たな時代におけ活動等に取り組んでいきます。

②生活困窮者等への支援の取り組み

平成27年4月に開始された生活困窮者自立支援制度によって、市は北斗市社会福祉協議会に委託して「北斗市生活相談支援センター」を設置しています。

「生活困窮者自立支援事業」のほか、任意事業である「就労準備支援事業」、「家計相談 支援事業」を実施しています。

今後は、地域共生社会の実現に向けた取組の中で、地域包括ケアシステムなどを着実に進めながら多様なニーズに対応していく「全世代・全対象型包括的支援体制」の構築が求められていくことから、生活困窮者自立支援事業等による相談支援体制の強化に努めていきます。

③防災への取り組み

平成28年8月に道内で発生した台風10 号等の大雨による甚大な災害が発生したことにより、北海道社会福祉協議会内に常設の北海道災害ボランティアセンターが開設されたことを踏まえ、全道一丸となった被災地社協(災害ボランティアセンター)を応援する仕組みの整備が図られています。

今後は、北斗市社会福祉協議会が「市民や団体等と協働による地域づくり」を進めるために新たに設置した「北斗市市民活動サポートセンター」が、災害時には「災害ボランティアセンター」としての機能を果たすよう、災害救援活動の体制整備に取り組んでいきます。

第2章 北斗市の現状

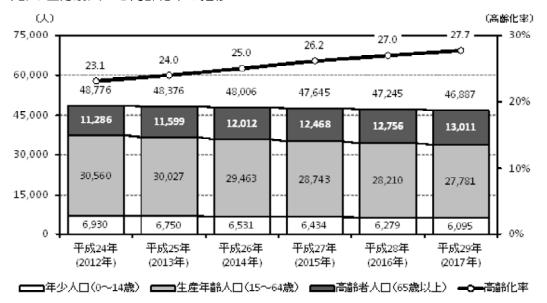
1 北斗市の現状

(1)総人口の推移

北斗市の総人口は減少傾向にあり、平成24年には48,776人だった総人口は平成29年には46,887人まで減少しています。

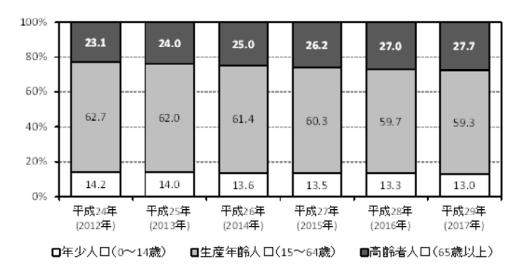
また、総人口を年齢3区分別の割合でみると、高齢者の割合は平成24年から増加傾向が続いているのに対し、生産年齢人口及び年少人口の割合は年々減少しており、少子高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



出典:住民基本台帳(各年9月末現在)

■年齢3区分別人口別割合の推移

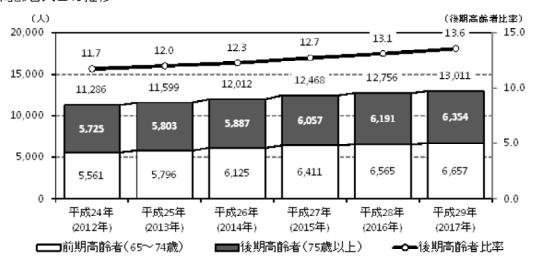


出典:住民基本台帳(各年9月末現在)

(2) 高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者(65~74歳)、後期高齢者(75歳以上)はと もに平成24年からおおむね増加傾向にあり、後期高齢者比率(総人口に占める後期高齢 者の割合)も年々高くなっています。

■高齢者人口の推移



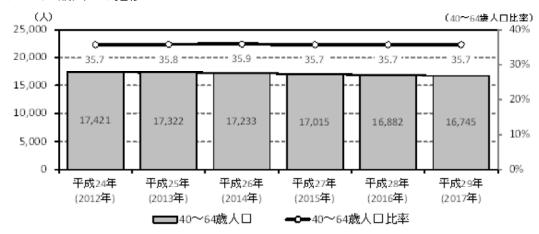
出典:住民基本台帳(各年9月末現在)

(3)40~64歳人口の推移

40~64歳(第2号被保険者)の人口は減少傾向が続いており、平成24年の17,421 人から平成29年には16,745人に減少しています。

また、40~64歳人口比率(総人口に占める40~64歳人口の割合)は横ばいに推移しています。

■40~64歳人口の推移



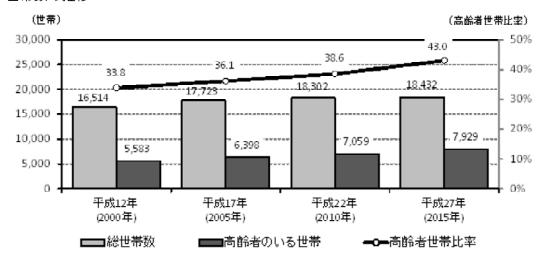
出典:住民基本台帳(各年9月末現在)

(4)世帯数の推移

国勢調査による総世帯数は増加を続けており、平成27年には18,432世帯となっています。高齢者がいる世帯は総世帯数以上の増加傾向にあり、総世帯数に占める割合は平成27年には43.0%まで増加しています。

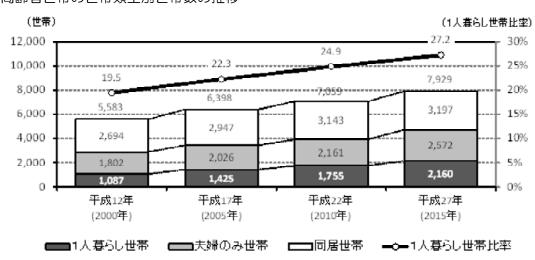
高齢者がいる世帯を世帯類型別にみるといずれの世帯も増加しており、特に1人暮らし世帯は平成12年の1,087世帯と比べて、平成27年は2,160世帯と約2倍になっています。そのため、1人暮らし世帯比率(高齢者がいる世帯に占める1人暮らし世帯の割合)は増加し続けており、平成27年には27.2%となっています。

■世帯数の推移



出典:国勢調査

■高齢者世帯の世帯類型別世帯数の推移

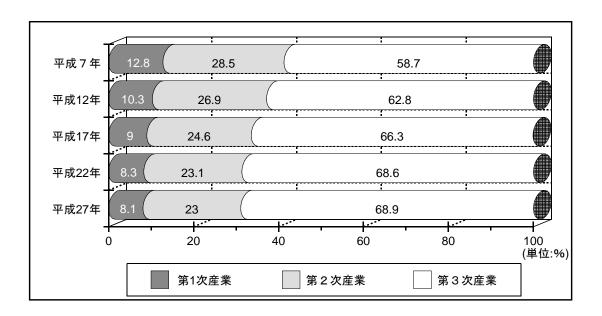


出典:国勢調査

(5) 就業者人口の推移

就業者人口別では、平成27年国勢調査によると第3次産業が14,515人と全体の68.9 %を占め、第2次産業が4,840人(23.0%)、第1次産業が1,699(8.1%)となっています。

また、平成7年からの推移をみると、第1次産業の就業者数は実数、比率とも年々減少し、平成27年までの10年間で907人(34.8%)減少し、その一方で第3次産業産業の就業者数が2,579人(21.6%)増加しています。



グラフ・表 就業者の状況

(単位:人、%)

区 分	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年
総人口	43, 177	46, 804	48, 056	48, 032	46, 390
就業者数	20, 347	21, 985	22, 514	21, 713	21, 054
比率	47. 1	47. 0	46.8	45. 2	45. 4
第 1 次 産 業	2,606	2, 255	2, 018	1, 794	1, 699
比率	12.8	10. 3	9. 0	8.3	8. 1
第 2 次 産 業	5, 796	5, 909	5, 539	5, 015	4, 840
比率	28. 5	26. 9	24. 6	23. 1	23. 0
第 3 次 産 業	11, 936	13, 802	14, 923	14, 904	14, 515
比率	58.7	62.8	66.3	68.6	68. 9

※資料:国勢調査

(6)生活保護世帯の状況

生活保護世帯の状況においては、近年の雇用情勢の好転等に伴い、平成29年まで減少傾向となっています。平成26年4月1日と比較すると、約4年間でそれぞれ保護人員が136人(15.7%)、保護世帯が39世帯(6.7%)減少しています。

(単位:世帯) (単位:%) 1,000 -1.3 800 867 ::581::: 809 564 548 542 1 755 731 600 400 200 0. 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 保護人員 保護世帯 --●- 保護率

グラフ・表 生活保護世帯数及び被保護人員の推移

(単位:世帯、%)

	⊵	<u> </u>	分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
糸	総	人	口	48, 101	47, 876	47, 593	46, 887
糸	総	世帯	数	21, 759	21, 802	21, 961	22, 153
被		人	員	867	809	755	731
保		比	率	1.4	1. 4	1. 3	1. 3
護		世	帯	581	564	548	542

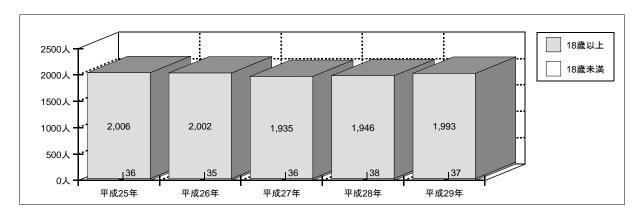
※資料:北斗市(平成29年のみ9月末現在、それ以外の各年は4月1日現在)

(7)障がいのある人の現状

① 身体に障がいのある人の現状

身体障害者手帳交付者数は、平成29年9月30日で、2,030人となっており、総人口46,887人に対する割合は4.3%で、平成26年3月末と比較すると、約5年間で人口割合において0.1%減少しています。

年齢階層別に見ると、平成29年9月30日では、65歳以上が1,464人と、全体の72.1 %を占めています。



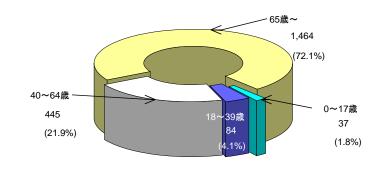
グラフ・表 身体障害者手帳交付者数の推移

(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	36	35	36	38	37
18歳以上	2,006	2,002	1, 935	1, 946	1, 993
合 計	2, 042	2, 037	1, 971	1, 984	2,030

※資料:北斗市(平成29年のみ9月30日現在、それ以外の各年は3月末現在)

グラフ・表 身体障害者手帳交付者の年齢階層別の割合



(単位:人)

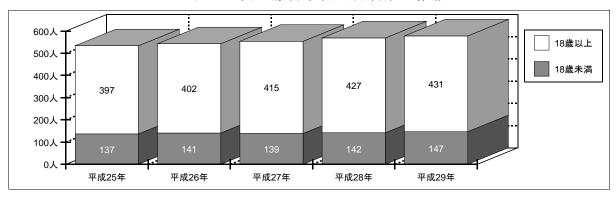
区 分	0~17歳	18~39歳	40~64歳	65歳~	合 計
合 計	37	84	445	1, 464	2,030

※資料:北斗市(平成29年9月30日現在)

② 知的に障がいのある人の現状

療育手帳の交付者数は、平成29年9月30日で578人となっており、総人口46,887人に対する割合は1.23%で、平成26年3月末と比較すると、約3年間で44人増加しています。

年齢階層別に見ると、平成29年9月30日で18歳以上が431人で全体の74.6%を占めており、18歳未満が147人(25.4%)となっています。

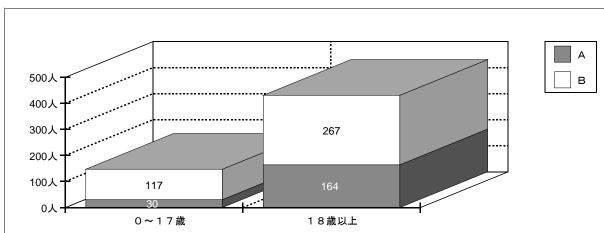


グラフ・表 療育手帳交付者数の推移

(単位:人)

区	分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
	A	42	42	40	36	30
18歳未満	В	95	99	99	106	117
	計	137	141	139	142	147
	A	168	169	179	174	164
18歳以上	В	229	233	236	253	267
	計	397	402	415	427	431
合	計	534	543	554	569	578

※資料:北斗市(平成29年のみ9月30日現在、それ以外の各年は3月末現在)



グラフ 療育手帳交付者の年齢階層別の現状

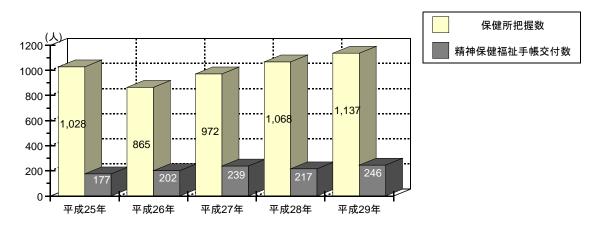
※資料:北斗市(平成29年9月30日現在)

③ 精神に障がいのある人の現状

保健所で把握している精神障がいのある人の数は、平成29年9月30日で1,137人となっており、同月末の総人口46,887人に対する割合は2.4%で、平成25年12月末と比較すると約4年間で109人(10.6%)増加しています。精神保健福祉手帳の交付者数は、平成29年9月30日で246人となっており、障害の程度別では重度の1級が29人(11.8%)、中度の2級が147人(59.8%)、軽度の3級が70人(28.5%)です。

グラフ・表 精神障がいのある人と精神保健福祉手帳交付者の推移

■精神障がいのある人と精神保健福祉手帳交付者の推移



(単位:人)

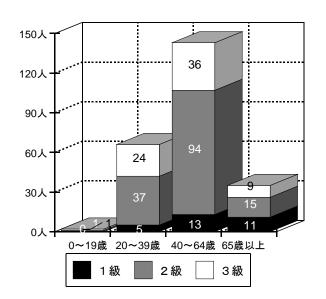
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
保健所把握数	1, 028	865	972	1, 068	1, 137
精神保健福祉手帳交付数	177	202	239	217	246

(注1) 保健所把握数は、平成29年のみ9月末、それ以外の各年度は12月末現在

(注2) 精神保健福祉手帳交付数は、平成29年のみ9月末現在、それ以外の各年度は3月末現在

資料:渡島保健所

グラフ・表 精神保健福祉手帳交付者の現状



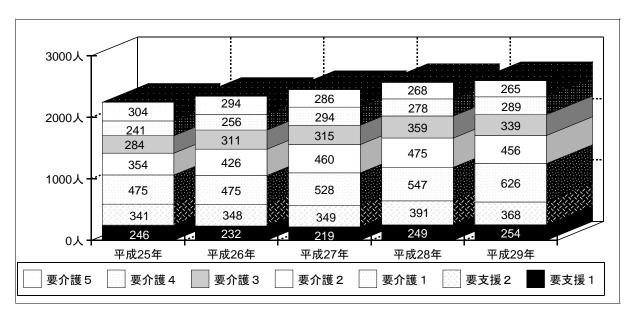
(単位:人)

	1級	2 級	3 級	合計
0~19歳	-	1	1	2
20~39歳	5	37	24	66
40~64歳	13	94	36	143
65歳以上	11	15	9	35
合 計	29	147	70	246

(注) 平成29年9月末現在 資料:渡島保健所

(8)介護認定を受けている人の現状

平成29年9月末で要介護認定を受けている人の数は、2,597人となっており、 総人口46,887人に対する割合は5.5%で、平成25年3月末と比較すると、約5年間で 352人(15.7%)の増加となっています。



グラフ・表 介護認定を受けている人の現状

(単位:人)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援 1	246	232	219	249	254
要支援 2	341	348	349	391	368
要介護 1	475	475	528	547	626
要介護 2	354	426	460	475	456
要介護3	284	311	315	359	339
要介護 4	241	256	294	278	289
要介護 5	304	294	286	268	265
合 計	2, 245	2, 342	2, 451	2, 567	2, 597

※資料:北斗市(平成29年のみ9月末現在、それ以外の各年は3月末現在)

2 地域福祉に関わる各種団体

(1) 地域福祉を推進する団体

① 北斗市社会福祉協議会

北斗市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設立されている地域福祉の推進を目的とする公益性の高い団体です。

誰もが住みやすい地域をつくることが出来るように、ボランティアの養成や小地域ネットワーク活動の推進、高齢者の見守り活動、あるいは福祉票の活用などの事業を通して、地域の住民がお互い助け合いながら誰もが住みやすい地域づくりを目指しています。

さらに、心配ごと相談や生活困窮者自立支援窓口など、地域の人々の生活支援、 あるいは福祉まつりや福祉講座など福祉の啓蒙活動にも積極的に取り組んでおり、 地域福祉推進のための活動を展開しています。

(2) 地域福祉を支える団体

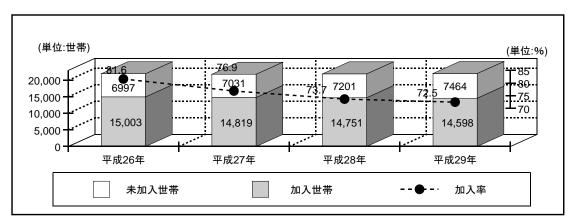
① 自治会・町内会

市民自治組織である自治会・町内会は、区域に住所を有する者の地縁に基づいて 形成されています。

区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っています。

しかし、近年、地域におけるコミュニティ機能の低下、自治会等加入率の低下、 構成員の高齢化・担い不足、住民の連帯感の希薄化などの問題が生じています。

問題解決には、コミュニティ活動の促進、行政との協働サービスの実施、地域を担う人材の育成、地域コミュニティによるセーフティネットの強化、災害時における生活機能の維持等、行政との連携・協働による解決が必要と考えます。



グラフ 自治会・町内会の加入状況

② 民生委員・児童委員、主任児童委員

北斗市では、厚生労働大臣の委嘱を受けた123人の民生委員・児童委員、主任児童 委員がおり、地域の困りごとの相談や地域福祉増進のための活動などを行っていま す。

平成28年度の活動状況では、日常的な支援に関する活動が514件と最も多く、総数2,006件の25.6%を占めています。

子どもの地域生活 在宅福祉 介護保険 健康・保健医療 子どもの教育・学校生活 子育て・母子保健 生活費 年金・保険 仕事 家族関係 住居 生活環境 日常的な支援 514 その他 0件 200件 400件 600件

グラフ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動状況(平成28年度)

③ 各種団体

地域福祉を支える各種団体には、日本赤十字社北海道支部北斗市地区、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、家庭奉仕の会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、肢体不自由児者父母の会、母子保健推進員会、食生活改善協議会、男女共同参画プラン推進協議会、青年団体連絡協議会、子ども会育成連絡協議会などがあり、福祉事業や福祉の啓発などによる地域福祉活動を行っています。

(3) 各種施設等

① 介護保険サービス等提供事業所

(単位:箇所)

	区 分	上磯地区	大野地区	北斗市全体
	居宅介護支援	9	3	12
	訪問介護・介護予防訪問介護	12	_	12
	訪問看護・介護予防訪問看護	15	2	17
通所	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビ リテーション	11	2	13
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	30	12	42
訪	通所介護・介護予防通所介護	9	3	12
問	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビ リテーション	1	1	2
系	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	3	2	5
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	1	1	2
	小規模多機能型居宅介護	3	2	5
	特定福祉用具販売(貸与)·介護予防特定福祉用 具販売(貸与)	3	_	3
施	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2	1	3
池設	地域密着型介護老人福祉施設	2	1	3
系	介護老人保健施設	1	1	2
	認知症高齢者グループホーム	5	3	8
	有料老人ホーム	4	1	5
	ケアハウス	2	_	2

※資料:北斗市(平成29年9月末現在)

② 障害福祉サービス等提供事業所

(単位:箇所)

区 分	上磯地区	大野地区	北斗市全体
居宅介護	6	_	6
重度訪問介護	4	_	4
短期入所 (ショートステイ)	13	3	16
生活介護	9	1	10
就労継続支援(A型・B型)	11	1	12
同行援護	2	1	2
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	_	1
計画相談支援	1	_	1
共同生活援助(グループホーム)	42	2	44
施設入所支援	6	1	7

※資料:北斗市(平成29年9月末現在)

③ 児童福祉施設及び教育機関等

(単位:箇所)

区 分	上磯地区	大野地区	北斗市全体
幼稚園	3	1	4
認定こども園	2	1	2
認可保育所	5	2	7
小学校	7	4	11
中学校	4	1	5
高等学校	2	1	3
放課後児童クラブ	16	5	21
地域子育て支援センター	3	2	5

※資料:北斗市(平成29年9月末現在)

④ 医療機関

(単位:箇所)

区 分	上磯地区	大野地区	北斗市全体
一般診療医院	9	3	12
小児科医院	2	_	2
耳鼻咽喉科医院	2	_	2
眼科医院	1	_	1
整形外科医院	2	1	3
泌尿器科医院	1	_	1
歯科診療所	13	3	16

※資料:北斗市(平成29年9月末現在)

3 市民の福祉意識と課題

市民の福祉意識と地域福祉に関連する課題については、平成29年10月に市民1,000人を対象とした「北斗市における地域福祉に関する調査」の結果をもとに内容をまとめています。

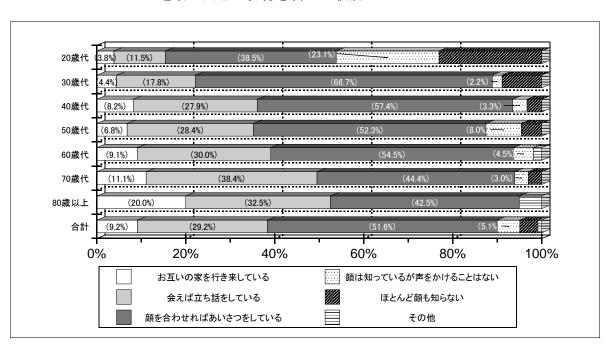
(1) 地域との関わりについて

北斗市における地域福祉に関する調査によると、「地域の人とどのような付き合いをしていますか。」との設問では、51.6%の人が「顔を合わせればあいさつをしている」と答え、年齢別の比較では、20歳代の38.5%と70歳代の44.4%と80歳以上の42.5%を除いては各年代とも50%以上となっています。

また、「お互いの家を行き来している」の回答数が最も多いのが80歳以上の世代で「会 えば立ち話をしている」の回答数が最も多いのが70歳以上の世代です。70歳代、60歳代 と、若い世代になるにつれ、その傾向が薄れている結果となっています。

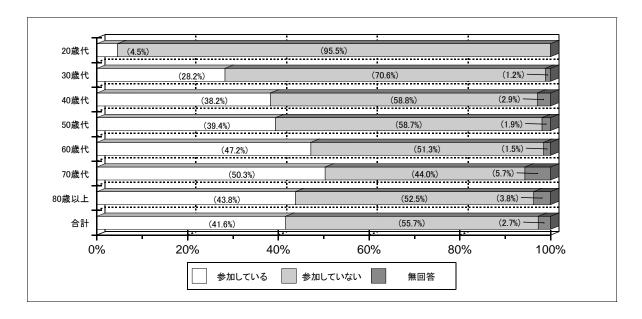
地域活動への参加状況では、70歳代を除いては各年代とも「参加していない」が半数 以上を占め、特に20歳代では95.5%、30歳代で70.6%の人が地域活動に参加していない と答え、若い世代をはじめとした地域活動に対する無関心さを浮き彫りにした結果となっています。

ただその一方で、地域活動に参加していない、あるいは無回答であった人のうち、地域活動への参加依頼があった場合の対応を見た場合では、20歳代、30歳代とも半数以上の人が何らかの形で地域活動に参加したいという意識を持っており、世代間交流をはじめとした地域内交流の活性化を促進させるための方策が必要となっています。

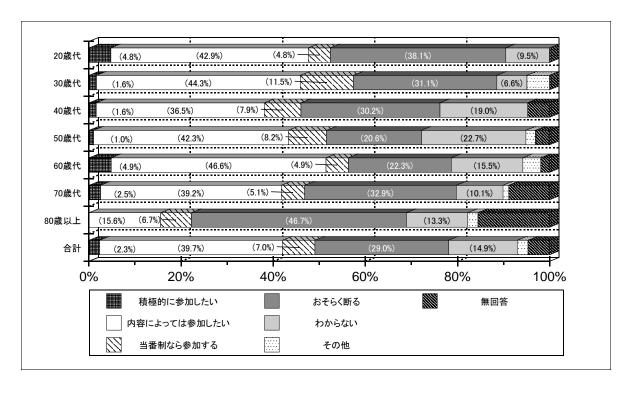


地域の人とのお付き合いの状況

地域活動への参加状況



地域活動への参加依頼があった場合の対応 (参加していない・無回答の方)



(2) 地域の支え合いについて

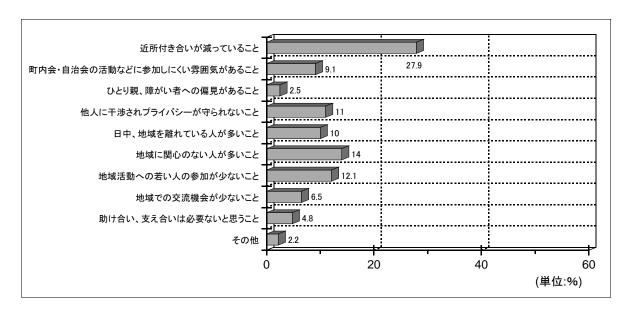
「家族で解決できない困ったことが起きた場合の必要な手助けは誰が(どこが)行うべきだと思いますか。」との設問では、回答者のうち「市役所、警察などの行政機関」と答えた人が31.6%と最も多く、次いで「法律事務所(弁護士など)」が8.0%、「医療機関」が6.9%などの順となっており、「民生委員・児童委員」、「町内会・自治会」はそれぞれ3.4%、2.4%という結果になっています。

また、「住みよい地域社会を実現していくうえで、問題となることは何だと思いますか。」 との設問では、27.9%の人が「近所付き合いが減っていること」、14.0%が「地域に関心 のない人が多いこと」と答え、近所や地域に対し無関心な人が多いことが問題として上 げられています。

困ったことが起きた場合の支援先 地域の住民 学校・保育園・幼稚園 社会福祉協議会 6.6 医療機関 法律事務所 民生委員·児童委員 老人クラブ わからない 20 40 60 0 80 (単位:%)

困ったことが起きた場合の支援先





(3) ボランティア活動について

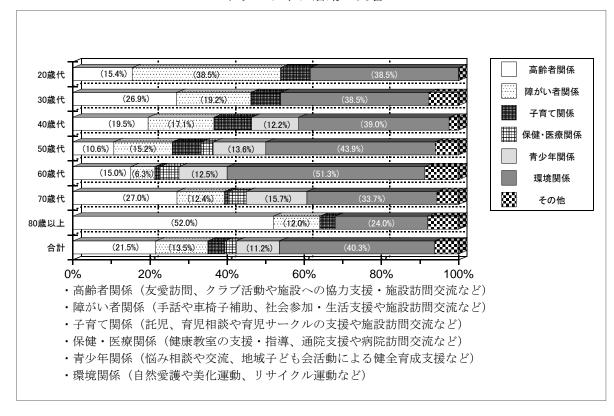
ボランティア活動の経験の有無では、全体のうち25.1%の人が「経験がある」と回答しており、年代別の比較では20歳代が38.1%、30歳代が38.1%と高い回答となっています。

ボランティアの活動内容では、自然愛護や美化運動、リサイクル運動などによる環境 関係が40.3%と最も多く、次いで友愛訪問、クラブ活動や施設への協力支援・施設訪問 交流などの高齢者関係が21.5%、手話や車椅子補助、社会参加・生活支援や施設訪問交 流などの障がい者関係が13.5%などの順となっています。

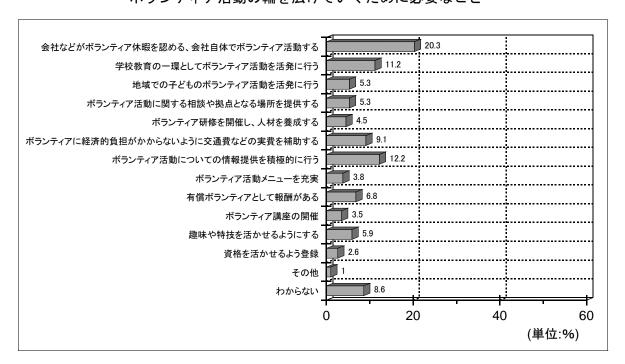
参加したことがある 20歳代 (38.1%) (61.9%) (0.0%) — 参加したことはない 30歳代 無回答 40歳代 (22.2%) (77.8%) 50歳代 (25.0%) (75.0%) (0.0%) — 60歳代 (27.1%) (72.9%) (0.0%) 70歳代 (25.0%) (61.5%) 80歳以上 (15.4%) 合計 (25.1%) (72.1%) 20% 0% 40% 60% 80% 100%

ボランティア活動経験の有無状況





また、「ボランティア活動の輪を広げていくために、どのようなことが必要だと思いますか。」との設問では、「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」が12.2%、「会社などがボランティア休暇を認める、会社自体でボランティア活動する」が20.3%「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」が11.2%となっており、市民への情報提供の充実化や学校教育と一環したボランティア活動の活性化が求められる状況となっています。



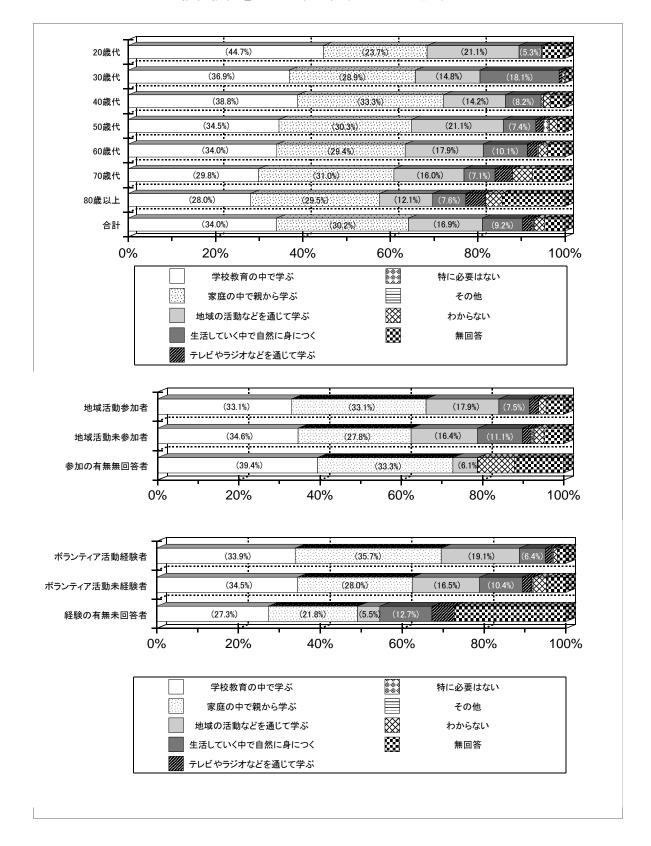
ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと

(4) 地域福祉のあり方について

「福祉教育をどのように行うことが必要だと思いますか。」との設問では、「学校教育の中で学ぶ」と答えた人が34.0%と最も多く、次いで「家庭の中で親から学ぶ」が30.2%、「地域の活動などを通じて学ぶ」が16.9%などの順となっており、特に「学校教育の中で学ぶ」ことについては、若い世代にその傾向が強く見られ、逆に70歳以上の世代では「家庭の中で親から学ぶ」が多い状況となっています。

幼児・児童を抱える世代においては、家庭での福祉教育の困難さが伺える回答結果となっており、このことは地域活動に参加していない人あるいはボランティア活動をしたことがない人にも同じ傾向が見られ、家庭や地域における福祉教育のあり方が問われる結果となっています。

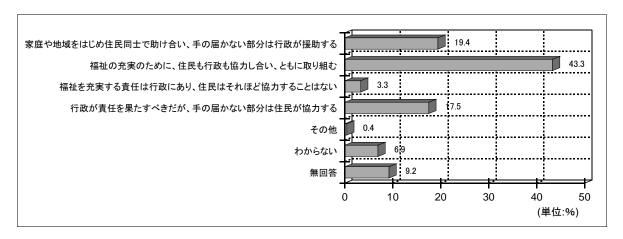
福祉教育をどのように行うべきかの意向



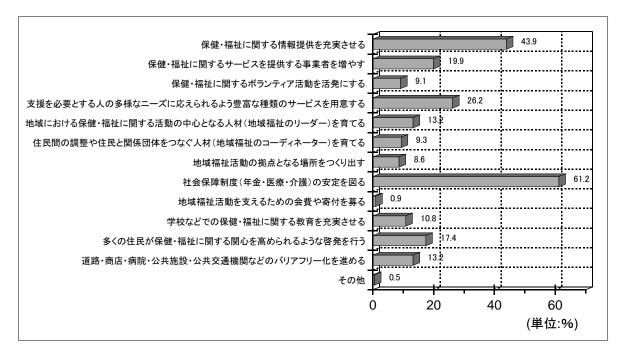
「地域福祉を充実させていくうえで、住民と行政との関係はどうあるべきだと思いますか。」との設問では、回答者全体のうち43.3%の人が「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組む」と回答しています。

また、「地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要だと思いますか。」との設問では、「社会保障制度(年金・医療・介護)の安定を図る」が61.2%と最も多く、次いで「保健・福祉に関する情報提供を充実させる」が43.9%、「支援を必要とする人の多様なニーズに応えられるよう豊富な種類のサービスを用意する」が26.2%、「保健・福祉に関するサービスを提供する事業者を増やす」が19.9%、「多くの住民が保健・福祉に関する関心を高められるような啓発を行う」が17.4%などの順となっており、地域福祉の充実、安心した地域生活を送るうえでの市民と行政との協働・連携による取り組みや市民への情報提供、サービスの充実が求められるところとなっています。

地域福祉を充実させていくうえでの住民と行政の関係



地域で安心して生活していくための取り組み



第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念

人口減少、少子高齢化、核家族化等によるさまざまな生活課題が増え、社会環境の大きな変化により、元気な高齢者が中心となって地域を支えていかなければならない状況になってきています。

本市で暮らす、すべての人が、住み慣れた地域である「北斗市」で安心して暮らしていけるようにするためには、「思いやり・やさしさ・助け合い」を心に根付かせ「心」豊かな暮らしを実現し、次代を担う子どもたちに、未来へ伝えていくことが地域福祉を推進していくうえでは欠かせないものとなっています。

自分たちが暮らす地域で、誰もが互いに人権が尊重し、共に助け合い、その人らしく 安心して生き生きと自立した生活が送れるような地域社会をみんなで支える必要があり ます。

地域での支え合いについては、行政、医療、介護、障害、介護予防、生活支援、住まい、保育園、幼稚園、学校、生涯学習、サークル等それぞれのサービスを提供する関係機関及び地域住民、ボランティア等の団体が密接に連携することにより、様々な課題を抱える人に対して、それぞれの状態に応じ、必要な時に必要なサービスが円滑かつ適切に提供されることが重要となります。また、地域で支えるため、社会福祉協議会や学校、地域など様々な場で、意識の啓発やボランティア活動の促進、人材の育成に努め、ともに支え合うまちづくりを推進していきます。何が必要なのかを主体的に考え、実現のために地域全体で取り組んでいくことが、安心して暮らせるぬくもりのあるまちの実現へと目指します。

[基本理念]

健康で安心して暮らせる ぬくもりのある福祉のまちづくり

2. 取り組みの枠組み

時代状況や各調査・分析から見出された地域の特性と課題を踏まえ、本計画で推進すべき 取り組みの枠組みとして、以下の3つを設定します。

①担い手・仲間づくり

- ◇高齢者や勤労者世代、高校生・大学生はもちろん、小学生・中学生等が子どものうちから 地域の福祉や社会貢献に参加できる機会・環境をづくりに取り組みます。
- ◇時代や地域のこれからのあり方を踏まえ、特技を活かした元気高齢者が生活支援の担い手 となるボランティアの育成に取り組みます。
- ◇ボランティアや市民活動団体といった既存の地域の支えあいだけでなく、担い手の確保や、 社会福祉法人・企業等の社会貢献の推進に取り組みます。

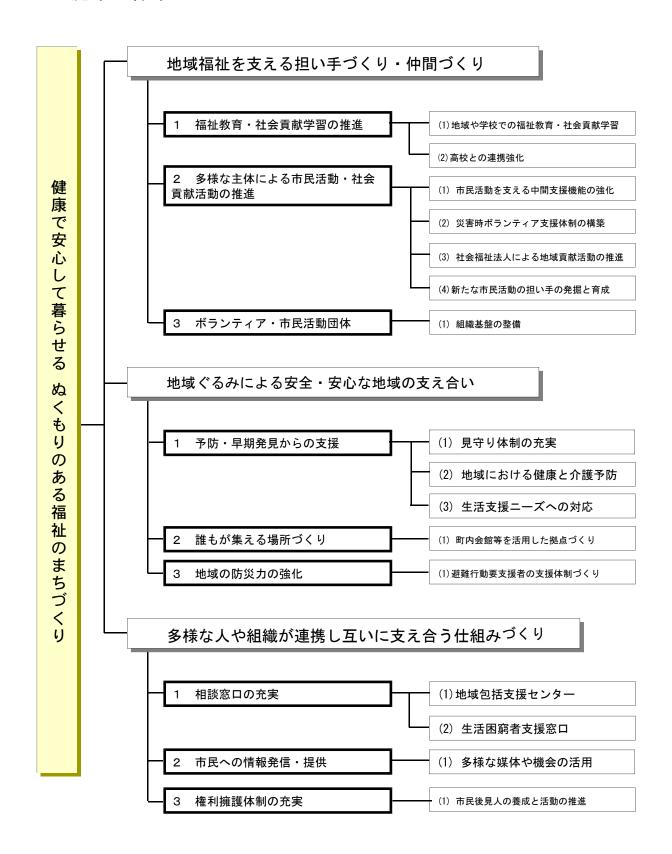
②安全・安心に暮らすための地域づくり

- ◇公共施設や空き家等の地域資源を活用し、多様な世代、立場の人が集うことのできる場所 をづくりに取り組みます。
- ◇突然の発生が危惧される大規模な自然災害等に備え、高齢者や障害のある人といった個別 の避難が困難な方等を含め、地域で助けあえる体制づくりに取り組みます。
- ◇地域で誰もが心も体も健康でいられるように、地域における日常的な健康づくりや予防・ 早期発見につながる体制づくりに取り組みます。

③様々な人や組織が連携できる仕組みづくり

- ◇福祉に関わる地域のサービスや取り組み、多様な団体の活動等の情報を必要とする人に届けるだけでなく、こうした内容に関心を持ってもらうためにも広く周知することのできるしくみをづくりに取り組みます。
- ◇個人や地域の取り組みだけでは解決が困難な課題を抱える人等の存在やニーズを把握する ため、専門職等が地域の声を十分に拾い上げることのできるしくみづくりに取り組みます。
- ◇それぞれの人生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といった段階(ライフステージ)の中で、個人や地域の取り組みだけでは解決が困難な課題にぶつかったときに、 誰もが「私らしさ」を失わずに暮らしていくことのできるしくみづくりに取り組みます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1. ビジョン実現に向けた施策の展開

大項目1 地域福祉を支える担い手づくり・仲間づくり

(1)福祉教育・社会貢献学習の推進 ~子どもも大人も学びあい、次世代の地域の担い手を育てる~

福祉の担い手の最小単位は個人であり、地域における支えあいを実現するためには、こうした支えあいに対する個人の意識を高めていく取り組みをします。

そのためには、高齢者や勤労者世代、高校生はもちろん、小学生・中学生といった子どもたちが、地域の福祉や社会貢献の活動に参加できる機会・環境づくりに取り組みます。

【課題】

- 〇町内会・自治会の役員やボランティアのなり手の減少と高齢化
- ○地域の奉仕活動で地域福祉のあり方を学ぶという意見が多い
- ○学校・保育園・幼稚園関係でボランティアを考える場をつくる
- ○少子化で子どもがいる世帯数が少なく、子ども会役員をできる人があまりいない
- 〇若い世代のボランティア活動促進に必要なことは「学校でのボランティア活動」とい う意見が特に多い
- ○なり手が少ない、なっても活動に出てこられない人もいる
- ○「専門職の役割分担の明確化と専門性の強化」が必要

①地域や学校での福祉教育・社会貢献学習の推進

子どもから大人まで、誰もが地域における支えあいについて学ぶ機会をつくるため、多様 な福祉教育・社会貢献学習講座等を開催を図ります。

子ども向けの啓発資料の作成、地域活動をとおした社会貢献学習や多様性を学ぶ教育プログラムにより、小・中・高校生における福祉教育・社会貢献学習に取り組みます。

施策項目	取り組みの内容
子ども向け啓発	子どもに地域活動やボランティア活動の必要性や魅力を伝える内容
資料の作成	のボランティア等、社会貢献に関する基礎知識等をわかりやすく解説
	した啓発資料を作成し周知を図ります。
地域活動の中で	小・中・高校生の地域活動の参加を通じ、教科学習と関連付けた社
学ぶ社会貢献学	会貢献・福祉教育に関する啓発を行い、学校と地域との連携について
習プログラム	のサポートに取り組みます。
	子どもたちが実際に市民とともに地域活動に参画することを通じて、
	将来的な地域活動の担い手として活躍できるような実践的なプログラ
	ムに取り組みます。
あらゆる人を排	障がいがある当事者や介助者、ボランティア等様々な立場からプロ
除しない、多様	グラムに参画し、子どもたちが多様な生き方や価値観を学ぶきっかけ
性を学ぶ教育プ	に取り組みます。
ログラムの推進	あらゆる人を排除しない福祉教育プログラムの推進に取り組みます。
地域における支	市民が支えあいについて学ぶ研修会の企画や、会議等での専門職と
えあいを学ぶ機	の情報共有を図ります。
会の充実	子どもから大人まで、地域で高齢者や障害のある人と触れあうこと
	ができる機会を持ち、将来、福祉や地域活動の担い手として活躍でき
	るような、ボランティア体験プログラムに取り組みます。
ボランティア養	市民ニーズに見合った魅力的かつ、市民が地域課題解決に関わるきっ
成講座の充実	かけとなるようなボランティア養成講座を開講に取り組みます。

②高等学校との連携の強化

高校生の支えあいの意識を高め、社会に出る段階で福祉の担い手の一人となれるように、 高等学校との連携によるボランティア活動等への参加機会づくり、情報提供に取り組みます。

施策項目	取り組みの内容
高校生の福祉や	市内の高等学校へ、ボランティアや地域活動に関する情報提供を行
ボランティア活	い、子どもたちの学びの機会をサポートを図ります。
動への参画	高等学校の教育活動と連動したボランティア体験プログラムの導入
	について検討する機会を持ち、ボランティアサークルや生徒会等と年
	間を通じて連携できるしくみを図ります。

(2) 多様な主体による市民活動・社会貢献活動の推進〜担い手の裾野を広げる しくみづくり〜

これまで支えあいの主要な担い手であったボランティアや市民活動団体といった既存の団体の多くが、高齢化や次世代の担い手の問題を抱える中で、そうした既存の支えあいのあり方だけでなく、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できるようなボランティア活動の体制づくりを進めます。

また、社会福祉法人・企業等の社会貢献の推進、また地域のニーズと人材とをつなぐ役割を果たす機能の設置・育成を図ります。

【課題】

- 〇地域福祉を充実させていくうえで、住民と行政との関係は「福祉充実のために、住民 も行政も協力し合い、よもに取り組む」という回答が多い
- ○企業にも町内会活動に参加してもらう
- 〇ボランティアを育てる組織づくり
- ○活動充実のために「人材マッチング」「活動のきっかけづくり」が必要
- ○市民活動サポートセンターの役割が重要
- ○「次世代のボランティア育成のためのしかけづくり」が必要
- 〇災害が発生したときに、「地域における災害時に支援が必要な人の把握」が必要とい う回答が多い
- ○災害などの緊急事態が発生した場合、支障なく「避難できない」と 14.5%の回答

①市民活動を支える機能の強化

市民活動サポートセンターが、ボランティア活動の支援の充実や体制整備を進め、多様な市民活動を支えるよう強化を図ります。

施策項目	取り組みの内容	
市民活動サポー	市民活動サポートセンターとの連携により、ボランティア活動	
トセンターの活	支援を図ります。	
用	地域の課題解決を担う市民の育成と活動支援を行うための体制	
	整備を図ります。	
ボランティア活	ボランティア活動経験者が初心者のサポートを行う等、ボラン	
動支援の充実	ティア活動支援を図ります。	
	海岸線クリーン作戦等の環境美化活動において、市民・自治会	
	・企業等と協力し、ボランティア活動を支援を図ります。	
	市民ボランティアの交流の場づくりを行うとともに、細やかな	
	地域密着型のボランティアコーディネートを図ります。	

②災害時のボランティア活動の強化(新規)

災害時に備え、災害ボランティアが円滑に進められるよう強化と構築を図ります。

施策項目	取り組みの内容	
災害ボランティ	災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行い、日頃から多	
アセンター活動	様な関係者同士の情報共有による顔の見える関係づくりを図りま	
の強化	す。	
	災害時には、災害ボランティアセンターと困りごとを抱えた市	
	民をつなぐパイプ役等の機能を図ります。	
	大規模災害が発生した場合の外部支援の受け入れのあり方につ	
	いて、北海道での実情を検証し、災害ボランティアセンターの位	
	置づけを含め、検討していきます。	

③社会福祉法人による地域貢献活動の推進

社会福祉法人の地域における公益的な活動が義務化されたことを踏まえ、地域貢献活動実施に向けた支援や既存の社会福祉事業の広報活動の支援により、社会福祉法人による地域 貢献活動を推進します。

施策項目	取り組みの内容	
地域貢献活動実	地域のニーズに即した、地域貢献活動を推進します。	
施に向けた支援		
実施している社	社会福祉法人の地域貢献活動の充実のため、地域の課題の情報	
会福祉事業の広	共有とともに、実施している社会福祉事業を踏まえた公益的な活	
報活動支援	動のための情報発信等の環境整備を推進します。	

④新たな市民活動の担い手の発掘と育成

分野や組織形態を超えた連携のためのコーディネート機能の拡充や、企業の社会貢献活動 の推進等により、新たな市民活動の担い手の発掘と育成を図ります。

施策項目	取り組みの内容	
新たな担い手の	情報提供やボランティア講座の開催等により、ボランティア活	
発掘とコーディ	動の新たな担い手の発掘を図ります。	
ネート機能の拡	短期体験型ボランティアプログラムや、勤労者世代や学生が関	
充	わりやすい環境づくり図ります。	
	分野や組織形態を超えた連携のコーディネートを図ります。	
企業の社会貢献	企業の強みを活かした地域貢献のあり方を考えます。	
活動の推進	企業が地域での福祉活動に関われる機会が持てるよう、関係団	
	体との連携を図ります。	

(3)ボランティア・市民活動団体の組織基盤の見直し ~これからの時代にあった組織や活動のあり方へ転換する~

市内には多様なボランティア、市民活動団体等がある中で、後継者・人材不足等の課題が 明らかになっています。

今後も人口減少、少子高齢化の進展が想定されることから、時代状況や地域の変化を踏まえた組織のあり方の検討や、活動内容を含めた団体の魅力向上に向けた支援が求められます。

- ○7割以上がボランティア活動をしたことが「ない」と回答
- 〇地域活動への参加依頼があった場合「内容によっては参加したい」が4割以上の回答
- ○地域に助けられたと感じることが「ある」方で「悩みごと、心配ごとの相談にのって もらって助かった」と3割の回答
- 〇住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることは「近所付き合いが減っていること」と 27.9%の回答
- ○ボランティア活動の輪を広げていくために「ボランティア活動についての情報提供を 積極的に行う」と 12.2%が回答
- 〇ボランティアをした方で「学校・保育園・幼稚園関係(PTA活動、行事のお手伝いなど)が最も多く、「環境関係(自然愛護や美化運動、リサイクル運動など)」、「交通安全・防犯関係(交通安全啓発、防犯の地域見回りなど」と続いている。

①地域型組織間の連携やリーダーの育成といった市民活動団体の組織基盤の見直しを図ります。

施策項目	取り組みの内容		
地域型組織間の	災害時等を見すえ、町会・自治会が相互に連携できる体制づく		
連携	りを図ります。		
	各地域での取り組みに関して情報収集を行い、相互に情報交換		
	ができる場づくりを図ります。		
市民活動団体等	地域内で、各種団体の役割等を次世代にスムーズに引き継げる		
におけるリーダ	体制づくりを図ります。		
一の育成	市民活動団体のリーダーを対象にした運営や組織体制に関する		
	各種講座を開催を図ります。		

大項目2 地域ぐるみによる安全・安心な地域の支えあい体制づくり

(1)予防・早期発見から支援~孤立を防ぐつながりづくり~

自殺や孤独死、認知症の高齢者や子どもの行方不明の防止には、家族だけでなく市民や地域で活動する福祉関連事業者、公共事業者等の協力が重要であり、こうした主体がそれぞれに地域で見守りを行うための体制づくりが必要です。

また、高齢化が進む中で、誰もが心も体も健康でいられるように、地域における日常的な健康づくりや予防につながる体制とともに、交通や買い物といった重要な生活上のニーズを、地域の中で満たす方法についても検討していく必要があります。

- ○地域で安心して暮らしていくために手助けしてほしいことは「安否確認の声かけ」 「玄関前などのちょっとした除雪」と回答
- ○現在の住んでいる場所の住みにくい理由は「交通機関が不便で利用しにくい」「買い物などが不便」という意見がある
- ○孤立している方への支援は見守り、声掛けが大事
- ○見守り対象になる人がわかりにくいという意見がある
- ○住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることは「近所付き合いが減っていること」が 27.9%と最も多く、「地域に関心のない人が多いこと」14.0%、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」12.1%と続いている
- ○高齢になり買い物・通院が困難になったという意見がある
- ○「孤立死防止に向けた各地域の見守り活動等に対するシステムづくりの支援」が必要 と地域包括支援センターからの意見があった。

①地域とつながるための見守り体制の充実

自殺や孤立を防ぐための地域のネットワークづくりや、子どもの安全を守るために地域の 見守りを強化する等、誰もが地域とつながることのできる見守り体制を推進します。

施策項目	取り組みの内容		
自殺を防ぐため	自殺防止のために、関係機関が情報交換を行い、ネットワーク		
のネットワーク	を深める機会として、研修会の開催を推進します。		
の構築と人材育			
成			
孤立を防ぐ地域	身近な地域ならではの日常的な見守り活動を、隣近所のレベル		
での見守り体制	で実施できるしくみづくりを進め、必要に応じて気になったこと		
の充実	や困りごとを抱える人の情報について、行政や専門機関と情報共		
	有を行うことで、問題の予防と早期発見のしくみをづくりを推進		
	します。		
	市や地域包括支援センターが、小地域ネットワーク活動事業に		
	加え、新聞や電気・水道・ガス業者等とも連携し、支援を必要と		
	する人の早期発見や、支援の取り組みを推進します。		
	関係機関、市民と協働で、地域で民生委員・児童委員、自治会		
	役員等が異常を発見した際に、適切に対応するためのマニュアル		
	の作成を推進します。		
地域での子ども	登下校時の見守りボランティアへの参加や、犬の散歩や庭掃除		
の見守り体制の	等で外に出る作業を登下校時に行う等、地域の子どもたちを見守		
充実	り、育むための意識を推進します。		
	市民有志で放課後孤立しがちな子どもたちの居場所づくりを推		
	進します。		
	ボランティアや協力者の増加をめざして広く市民に呼びかける		
	とともに、「こども110番の家」のタペストリー、マニュアルを		
	各小学校、町内会へ配布する等、普及を推進します。		

②地域における健康づくり・介護予防に向けた取り組みの推進

生涯スポーツをはじめ、地域における多様な健康づくりや介護予防に向けた取り組みを推進していきます。

施策項目	取り組みの内容		
地域での生涯ス	健康づくり教室(生涯スポーツや健康づくり教室等) に積極的		
ポーツと健康づ	に参加したり、市民が自主的に介護予防体操を行う機会を推進し		
< b	ます。		
	ふれあいいきいきサロン等、すでに実施している活動の中に、		
	介護予防や健康増進につながるプログラムを盛り込みます。		
	介護予防・孤立化防止に取り組める関係づくりを推進します。		

③生活支援ニーズへの対応の検討

交通や買い物をはじめ、住み慣れた地域で暮らしていくことを前提とした市民の生活支援 ニーズについて、地域の様々な資源等を活用した対応を検討します。

施策項目	取り組みの内容		
地域内の交通ネ	地域の特性を踏まえた上で、民間や市民等による新たな移動手		
ットワークの整	段・サービスも含め、全体として整合性のとれた地域交通ネット		
備の検討	ワークの形成を検討します。		
買い物・お出か	買い物支援事業として、買い物が困難な地域で一人暮らしの高		
け支援事業の取	齢者等を対象に、社会福祉法人等が所有する車輌を利用して、大		
り組み	型店舗等での買い物支援を実施します。		
	お出かけ支援事業として、公共交通機関の利用が困難な地域で、		
	閉じこもりがちな高齢者等を対象に、社会福祉法人等が所有する		
	車輌を利用して、花見等へ出かけられるお出かけ支援を実施しま		
	す。		
生活支援に関す	電球の取替え等、隣近所のつながりの中でできるサポートにつ		
る取り組み検討	いて可能な範囲で考えると同時に、支えあいのための有償の生活		
	支援サービスを検討します。		
	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業について、必要性		
	に応じてボランティアやNPOと協働で市民の立場でできる生活		
	支援の取り組みについて検討し、地域や行政レベルで必要なしく		
	みづくりについて検討します。		

(2)誰もが集える場所づくり~居場所と役割を持てる地域の拠点づくり~

孤立をなくし、地域のつながりの中で生活を送れるように、公共施設や空き家等の地域資源を活用し、多様な世代、立場の人が集うことのできる場所をつくることが必要です。

- ○「高齢者から子どもまで、誰でも参加できる」場所が必要
- ○各町内会単位で「誰もが集える場所づくり」が必要
- ○空き家の活用

①公民館や町会館等を活用した地域の拠点づくり

誰もが集える場所や、生活課題を抱える人の居場所づくりといった、地域の空き家や公共 施設等を活用した地域の拠点づくりを推進します。

施策項目	取り組みの内容		
誰もが集える場	問題の予防や早期発見ができ、一人でも多くの人が身近な地域		
所の充実	で居場所と役割を持てるよう、「ふれあい・いきいきサロン」の活		
	動支援事業を行います。		
	誰もが集える場所に、介護予防運動を通して地域のつながりや		
	絆を深める活動を行います。		
	昼間の居場所づくりにとどまらず、必要性に応じて夜間の子ど		
	もを中心とした孤食の課題解決の場づくりの検討をします。		
生活課題を抱え	居場所づくりに、日頃からの地域での顔の見える関係づくりを		
る人を対象とし	進め、認知症、知的障害や精神障害のある人等の判断能力が不十		
た居場所の検討	分な方、また、介護保険サービスや自立支援給付等の制度利用に		
	つながらない方、社会的ひきこもり等の生活課題を抱える方を対		
	象とした、居場所づくりや生活への見守り・助言やグループ活動		
	の支援を検討します。		

(3)地域防災力の強化~「いざ」に備える共助の体制づくり~

大規模な自然災害等の発生が危惧される中で、高齢者や障害のある人といった個別の避難が困難な方等への支援も含め、緊急時には地域で助けあうことが必要です。

そうした助けあいのためには日常的な地域のつながりを維持するとともに、災害の発生に備えて、地域の支援が必要な人やどのような支援を誰がどのように行うべきかを明らかにしておく必要があります。

また、多様化する犯罪についても、地域における様々な活動をとおして、注意喚起を行っていくことが求められます。

- 〇災害に対する備えとして「最寄の避難場所、避難経路を確認している」という回答は 44.5%である
- ○個人情報保護と要支援者情報の公開との板挟み
- 〇自主防災と町内会・自治会と民生委員との連携が必要
- ○災害時の協力者が少ない
- ○聴覚障害について啓発活動を行っているが、災害時等に手話や筆談等の支援が行える か不安がある
- ○市民の協力が必要であるが、個人情報の壁が気になる

①避難行動要支援者の支援体制づくり

地域の実情に合った避難所の在り方の検討を含めた避難行動要支援者支援プランの推進、 避難行動要支援者の把握や避難支援者への情報共有に加え、要支援者登録をしている当事 者の防災活動への参加を促進し、支援体制を強化を図ります。

施策項目	取り組みの内容		
避難行動要支援	対象者への通知、広報・HP、講座等で避難行動要支援者支援		
者の把握と情報	制度の周知・啓発を図ります。		
共有	また、避難行動要支援者名簿の提供に同意した方の名簿を避難		
	支援者(町内会・自治会、民生委員・児童委員等)へ配付し、名		
	簿の活用方法について避難支援者と協議していきます。		
避難行動要支援	災害時避難行動要支援者について、地域ぐるみで周知を図ると		
者支援プランの	ともに、要支援者名簿を活用し、一部の人だけが関わる見守り体		
推進	制に留まらない、隣近所の市民を巻き込んだ、ゆるやかな見守り		
	体制をめざします。		
	必要に応じた避難行動要支援者支援プランの見直しを行い、適		
	切な地域の見守り体制構築を図ります。		
	実践事例等の情報提供を行うとともに、地域性にあった見守り		
	体制を提案し、体制の構築を支援を図ります。		
当事者の防災活	要支援者登録をしている当事者が、地域の防災活動に積極的に		
動への参加促進	参加できるよう支援を図ります。		

大項目3 多様な人や組織が連携し互いに支えあえるしくみづく り

(1)相談窓口の充実~市民と専門職の連携で安心した地域での暮らしを実現~

認知症や貧困等、個人や地域の取り組みだけでは解決が困難な課題を抱える人を支えていくには、その存在やニーズを把握することが特に重要となります。

そのためには認知症や貧困についての正しい認識や利用可能な制度を周知するとともに、 専門職等が地域の声を十分に拾い上げることのできるしくみをつくっていくことが必要です。

- 〇家族では解決できない困ったときの相談先として「行政機関(市役所、警察)」31.6 %が最も多く、「法律事務所(弁護士など)」8.0%「医療機関」6.9%と続いている
- ○「地域包括支援センター」の周知が必要
- ○貧困の連鎖が続いている
- ○地域包括支援センターができてから、相談しやくすなったとの意見がある
- ○病院や生活のことを相談できる場所がわからない
- ○不登校や引きこもりの問題がある

①地域包括支援センター等の機能の充実

生活支援体制コーディネーターや地域包括支援センターの職員の連携により、地域ケア会議を通した市民と専門機関との強化を図ります。

施策項目	取り組みの内容		
生活支援体制口	生活支援体制コーディネーターが、地域の活動について現状を		
ーディネーター	把握し、支援を必要とする高齢者、障がいのある人、子育て中の		
の活用	親等に対する相談、見守り、必要なサービスへのつなぐため支援		
	を図ります。		
地域包括支援セ	地域包括支援センター職員が、介護予防や自立支援に加え、未		
ンターの相談機	就労者、住宅等の生活関連領域を含めた様々な相談内容に応じ、		
能の強化	適切な支援を図ります。		
地域全体で支え	地域ケア会議への参加等を通じて、専門機関との連携を図りま		
あうネットワー	す。		
クの構築	地域課題の解決に向けた多職種連携による地域ケア会議の充実		
	とともに、地域包括支援センターが中心となり、介護・医療サー		
	ビス、ボランティア活動、地域の見守り活動等の様々な社会資源		
	と当事者や家族をつなぐとともに、ケアマネジャー(介護支援専		
	門員)や民生委員・児童委員等、課題を抱える人を支援する人		
	同士のネットワーク構築を図ります。		

家族の負担を軽減するための取り組みを含め、介護が必要な人や認知症の人を地域で支えるためのしくみづくりを図ります。

施策項目	取り組みの内容	役割分担	
認知症サポータ	認知症に対する正しい認識を深めるため、	市民や企業、小中高校等にお	
ーの養成推進	いて、サポーター養成講座の開催を図ります。		
	サポーター養成講座の開催と、サポーターの講師役となるキャラバンメ		
	イトの養成を図ります。		
認知症の早期発	認知症の初期症状がある対象者に対する、	専門医等により構成された初	
見	期集中支援チームで早期に医療機関の受診等	等につなげるよう図ります。	
医療と介護の連	認知症の人や家族を支援するため、認知症	宜専門医、かかりつけ医、介護	
携推進	専門職等、医療と介護の連携を推進を図りる	ます。	
家族の負担軽減	「認知症家族の会」で、家族介護者の知識	戦向上・情報交換を目的とし、	
に向けた支援	同じ悩みを持つ者同士の交流を深める場をづくりを図ります。		
	子育て世代が子育てと親の介護の両立の負	負担から介護離職につながらな	
	いよう、勤労者世代に対しても、介護保険制	制度や相談窓口、認知症家族の	
	会に関する啓発に努めます。		
若年性認知症本	若年性認知症の人に対する理解のための唇	8発を進めるとともに、会員同	
人や家族への支	士の交流促進を図ります。		
援			
見守りSOSネ	認知症高齢者等、行方不明になった方の気	早期発見のために協力機関に情	
ットワークの構	報発信する見守りSOSネットワークにより、行方不明高齢者の捜索への		
築	協力を行います。		
認知症カフェ	認知症カフェのについては、公民館や集会	会所を利用するだけでなく、事	
	業所や空きスペース、空き家等の利用を検討	付していきます。	

②生活困窮者への支援

貧困の連鎖の解消を視野に、就労困難者や住宅喪失者を含めた生活困窮者の早期発見や支援を図ります。

施策項目	取り組みの内容
生活困窮の早期	生活困窮者自立支援事業による積極的な訪問支援等を行い、生活困窮者
発見•支援	を早期発見し、相談につなげ、詳細なアセスメントを行ったうえで自立の
	ためのプランを作成し、訪問支援等も含め、生活保護に至る前の段階から
	早期に支援を図ります。
	ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能強
	化を図ります。
就労困難者の就	障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭の父母等、就労困難者の就労を
労支援体制の推	促進するため、関係機関との連携による職業相談の実施を図るとともに、
進	すぐに一般就労が難しい就労困難者に対しての支援を図ります。
貧困の連鎖解消	生活困窮世帯の中学生・高校生に対して学習支援事業を行うことで貧困
へ向けた対応	の連鎖防止を図るよう検討します。

(2) 市民にわかりやすい情報発信・提供~福祉を身近に感じる広報・啓発~

福祉に関わる地域のサービスや取り組み、多様な団体の活動等の情報を必要とする人が、 入手しやすくわかりやすい形で発信することが重要です。

また、福祉に関わる機会や興味を持っていない人に対して、こうした内容に関心を持って もらうためにも、多様な媒体を活用し、デザイン性等にも留意しながら、広く周知すること のできるしくみをつくっていくことが必要です。

- 〇福祉に関する情報入手方法は「市の広報誌」が 27.9%と多く「友人・知人」8.5% 「家族親戚」7.8%「テレビ・ラジオ」7.2%「社会福祉協議会の広報や窓口」6.2% と続いている
- 〇必要な福祉サービス情報は「高齢者向けの福祉サービスの情報」16.3%と多く「健康づくりについてのサービスの情報」が12.1%ある
- ○地域福祉の推進にあたって様々な活動の意義と重要性のPRが重要である
- ○生活や地域に対する情報取得がインターネット等に触れない人には大変
- ○ボランティアの一覧を地域で周知できるしくみづくり
- 〇市と社会福祉協議会はボランティア活動に関する広報の強化が必要
- ○これから新たな福祉サービスに関する情報提供に取り組むことが必要

①多様な媒体や機会の活用

広報や社協だよりをはじめ、ホームページ、SNS、ケーブルテレビ、ラジオ、新聞といった多様なメディアや媒体、機会を活用した幅広い情報提供を検討します。

施策項目	取り組みの内容
広報の周知	広報を市内の主な公共施設や新函館北斗駅等に備え付け、市民
	が必要な情報を簡単に入手できる環境を検討します。
社協だよりの周	若者や勤労者世代が、より親しみやすい紙面を検討するととも
知	に、設置場所についても検討します。
多様な媒体の活	市や社協のホームページや広報等の地域や福祉関連情報を確認
用	し、情報収集を行うよう検討します。
	個人のLINE(ライン)、Facebook(フェイスブック)、T
	witter(ツイッター)といったSNS(ソーシャル・ネットワー
	キング・サービス)等を活用して地域の取り組みやイベント情報
	を発信することを検討します。
	広報番組の際は、映像の利点を活かし、手話放送を行う等、誰
	もがより分かりやすく親しみやすい形を検討します。
	極的に行います。
	地域の活動やボランティアの募集情報、地域福祉に関する情報
	をより多くの市民にわかりやすく伝えられるように検討します。

(3)権利擁護体制の充実~「私らしさ」を失わず安心して暮らせるように~

子どもから高齢者に至るまでのそれぞれのライフステージで、誰もが障がいを持つ、あるいは虐待や暴力の被害者や加害者になるといった可能性があり、こうした課題にぶつかったときに、「私らしさ」を失わずに暮らしていくことのできるしくみをつくることが求められています。

- ○市民後見人を増やす
- ○障がいに関する地域での学習会を行う
- ○高齢者や認知症を知ってもらう研修等を開く
- 〇子どもたちや、社会的に弱い立場の人たちが、安心して暮らせるまちづくり、特に人々の権利が尊重され、暴力のないまちづくりのために、様々な制度や施策が整備されればよいという意見がある
- 〇障がいに関する理解を得るために、障がいのある人に接してもらう機会づくりを行う

①市民後見人の養成と活動の推進

成年後見人等の新たな担い手となる市民後見人について検討します。

施策項目	取り組みの内容
市民後見人の養	財産を管理したり、介護サービスの手続きや契約等の身上監護
成	を行う成年後見人等の新たな担い手として、市民の立場で後見人
	となる市民後見人の養成を検討します。
市民後見人への	家庭裁判所から後見人等に選任された場合に、適切にかつ安心
支援	して後見活動できるよう、フォローアップ研修、専門相談等の支
	援を検討します。

子ども・高齢者・障がいのある人等への虐待やDVの防止・早期発見、被害者への支援を 行うため、相談窓口の周知や関係機関の連携強化とともに、意識啓発を図ります。

施策項目	取り組みの内容
(子ども)	市民に対し、子どもの虐待を発見した際の相談窓口や対応方法の周知を
相談窓口の周知	継続して行います。また、全国共通の児童相談所の虐待通告ダイヤル「18
	9」(いちはやく)の広報活動を実施します。
	民生委員・児童委員等、特に子どもに関わることが多い組織・団体へ相
	談窓口の周知を行います。
(子ども)	子どもの虐待の防止や早期発見のため、関係機関が虐待の認識を深め、
連携の強化	課題解決に向けて速やかに対応できる体制の充実を図ります。
	虐待だけでなく、養育・非行・不登校等、様々な相談に対応できるよう
	に、複数の関係機関との連携を図ります。
	ケース会議を開催し、情報共有、家庭への支援について、関係機関との
	連携の充実を図ります。
	関係機関との連携を図り、課題のある家庭に対して、福祉サービスの調
	整等、必要な支援を行います。
(高齢者・障が	実務者会議で関係機関との連携を図り、虐待防止ネットワークの強化・
いのある人) 虐	充実を推進します。
待防止ネットワ	虐待防止の周知・啓発のために市民向け権利擁護セミナーを実施する
ークの推進	等、虐待防止ネットワークの強化を図ります。
(高齢者・障が	介護保険事業所、障害福祉サービス事業所の職員向け虐待防止研修の実
いのある人)関	施により、虐待防止の周知、啓発を進めます。
係機関•事業者	福祉医療専門職向け権利擁護セミナーを実施することで関係機関への啓
等への啓発	発を行います。
(高齢者・障が	保護した後には、関係機関と連携しながら、安心・安全な生活に向けた
いのある人)被	支援の充実を図ります。
害者の安全確保	
(DV) 相談窓	講演会・研修会等を通じて、DVについての啓発と、相談窓口の周知を
口の周知	図ります。
(DV)関係機	DV被害者支援のため、相談窓口担当者会議で情報共有し、連携強化を
関等との連携の	図るとともに、警察や道の関係機関と連携を強化します。
強化	
(DV)被害者	被害者の安全確保を行うため、道立女性相談援助センター等に一時保護
の安全確保	を依頼するとともに、同行支援を行います。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市民協働による地域福祉の推進

計画の推進にあたっては、地域の実態や市民ニーズを把握するとともに、すべての市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう情報の提供や関係団体(民生委員・児童委員、町内会・自治会、老人クラブなど)との連携を強化し、協働で総合的な計画の推進を図り、地域福祉情報の共有化を促進します。

(2) 行政各部門との連携

計画の推進については、行政内部が連携し横断的な視点で取り組むとともに、関係各課との連携を図りながら総合的・横断的な施策の推進に努めます。

また、「北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「北斗市障がい者福祉計画」、「北斗市子ども子育て支援事業計画」の推進状況と整合性を図り、本計画を推進します。

(3) 社会福祉協議会との連携

地域福祉をさらに推進するうえで、社会福祉法第109条で地域福祉の推進の中心 的担い手として位置づけされている社会福祉協議会の活動は非常に重要です。この ため、北斗市社会福祉協議会との連携を強化し本計画の推進を図っていきます。

◆社会福祉法 (抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために 必要な事業

2 計画の進行管理と評価

(1) 計画の進行管理

本計画を円滑に実施するため、進行状況の点検をし、計画の進行管理を行います。 ただし、新たな社会保障制度の構築や行政施策の変化等により、必要に応じて計 画の見直しを行うこととします。

(2) 中間時における評価

本計画においては、適正な施策の展開を図るため行政内部において評価チームを 組織するなど、中間時において計画の推進状況を評価し、必要に応じて見直しを行 うこととします。

(3) 次期計画策定時における評価

本計画における計画全体の評価を行い、その評価結果を次期計画に反映させていきます。